

社会福祉法人星野村福祉会 役員の報酬等に関する基準

(目的及び意義)

第1条 この基準は、社会福祉法人星野村福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条の定めにより、評議員については無報酬とし、役員については理事長に対してのみ報酬等を支給するものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該基準に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 月額50,000円

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給方法については、別に定める理事長報酬規程による。

(費用)

第6条 役員が出張する場合は、別に定める旅費規定に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この基準をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の基準として公表する。

(補則)

第8条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この基準の改正及び廃止は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この基準は、平成29年6月27日に制定し、平成29年4月1日より適用する。